

第 9 回伊万里市農業委員会会議

1. 日 時 平成29年9月1日(金)

開会 午後3時00分

閉会 午後3時50分

2. 場 所 大会議室

3. 出 席 12名

4. 欠 席 2名

議席	氏 名	出席	議席	氏 名	出席	議席	氏 名	出席
1	山口 友三郎	○	6	力武 正光	○	11	岸本 熊一	○
2	池田 良一	欠	7	中島 徳雄	○	12	相良 安夫	○
3	福田 義晴	○	8	西山 哲	○	13	田代 三義	○
4	松尾 梨香	欠	9	吉村 幸夫	○	14	山口 光壽	○
5	江向 信夫	○	10	前田 節朗	○			

議事録署名者 5番 江向 信夫

12番 相良 安夫

5. 事務局職員

職 名	氏 名	職 名	氏 名
事務局長	松岡猛彦	農地係	松林豊
農地係	末吉亜紀		

6. その他出席者

なし

7. 付議事項

議案 第44号	農地法第5条の申請について	(2件)
議案 第45号	農地法第4条の申請について	(2件)
議案 第46号	農地法第3条の申請について	(16件)
議案 第47号	農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]について (利用権設定 通年 9件) (農地中間管理事業 6件)	
議案 第48号	農用地利用配分計画の承認について	(2件)

8. 報告事項

報告 第16号	農地法第18条第6項通知の受理について	(4件)
報告 第17号	農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について	(1件)

9. 連絡事項

なし

議長	みなさん、こんにちは。																					
議長	<p>それでは、ただいまより第9回農業委員会会議を開会します。 本日の欠席者は2名で、2番池田委員、4番松尾委員が欠席となっております。</p> <p>次に、議事録署名人の御依頼を申し上げます。 今回は、5番 江向委員、12番 相良委員です。 事務局で作成する議事録が完成次第御署名をお願いします。</p> <p>本日の議案数は、5つです。</p> <table border="0" data-bbox="359 996 1428 1444"> <tr> <td>議案第44号</td> <td>農地法第5条の申請について</td> <td>2件</td> </tr> <tr> <td>議案第45号</td> <td>農地法第4条の申請について</td> <td>2件</td> </tr> <tr> <td>議案第46号</td> <td>農地法第3条の申請について</td> <td>16件</td> </tr> <tr> <td>議案第47号</td> <td>農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]について</td> <td>利用権設定 通年 9件 農地中間管理事業 6件</td> </tr> <tr> <td>議案第48号</td> <td>農用地利用配分計画の承認について</td> <td>2件</td> </tr> </table> <p>また、報告事項は、2つです。</p> <table border="0" data-bbox="359 1579 1428 1825"> <tr> <td>報告第16号</td> <td>農地法第18条第6項通知の受理について</td> <td>4件</td> </tr> <tr> <td>報告第17号</td> <td>農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について</td> <td>1件</td> </tr> </table> <p>となっております。</p>	議案第44号	農地法第5条の申請について	2件	議案第45号	農地法第4条の申請について	2件	議案第46号	農地法第3条の申請について	16件	議案第47号	農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]について	利用権設定 通年 9件 農地中間管理事業 6件	議案第48号	農用地利用配分計画の承認について	2件	報告第16号	農地法第18条第6項通知の受理について	4件	報告第17号	農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について	1件
議案第44号	農地法第5条の申請について	2件																				
議案第45号	農地法第4条の申請について	2件																				
議案第46号	農地法第3条の申請について	16件																				
議案第47号	農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]について	利用権設定 通年 9件 農地中間管理事業 6件																				
議案第48号	農用地利用配分計画の承認について	2件																				
報告第16号	農地法第18条第6項通知の受理について	4件																				
報告第17号	農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について	1件																				

議長	<p>それでは、議事に入ります。</p> <p>議案第44号 農地法第5条の申請について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第44号 農地法第5条の申請について御説明します。</p> <p>議案の1ページ、34番になります。</p> <p>図面は、案内図が1ページ、字図が2ページ、土地利用計画図が3ページ、断面図が4ページ、排水計画図が5ページ、平面図が6ページから8ページになります。</p> <p>申請地は、大坪町東円蔵寺地区です。</p> <p>譲受人が、特別養護老人ホームの建替え工事をするための申請です。</p> <p>農地区分は第3種農地の農地区分要件、第2の1の(1)のエの(ア)のbの(c)、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域内にある農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、第2の1の(1)のエの(イ)、許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案の1ページ、35番になります。</p> <p>図面は、案内図が9ページ、字図が10ページになります。</p> <p>申請地は、大坪町上古賀地区です。</p> <p>譲受人が、植林するための申請です。</p> <p>既に植林をしていた事について始末書が添付されております。</p> <p>農地区分は第2種農地の農地区分要件、第2の1の(1)のカ</p>

事務局	<p>の（ア）、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、周辺に利用可能な土地がないか検討したが該当地がなかったため、第2の1の（1）のカの（イ）、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>議案第44号 農地法第5条の申請は以上2件です。</p>
議長	<p>それでは、農地法第5条34番について、担当委員から説明をお願いします。</p>
14番委員	<p>現在あります長生園の特別老人ホームの建て替えと言う事に周りにありましたほとんど畑ですけども、そこを購入して長生会が施設を作りたいという事で申請に来られました。そしてこの地区、東円蔵寺地区は生産組合長さんが居られませんので隣接者と区長さんの承諾印がありましたので私も承諾いたしました。以上です。</p>
議長	<p>34番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>続きまして、35番について担当委員から説明をお願いします。</p>
14番委員	<p>古賀生産森林組合の会計をなさってる〇〇〇〇〇さんが私の家に来られまして、上古賀の農業倉庫の周りに今クヌギを植えてるんですが、もともと農地という事を知らず、そして名義人も変わってないという事が分かりましたのでそれを今のうちに変えたいという事で来られました。それと実際の所、クヌギとかも植えてありましたので始末書も添付されております。そして、生産組合長、区長の承諾印がありましたので承諾いたしました。</p>

14 番委員	以上です。
議長	<p>35番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>無いようですので、議案第44号 農地法第5条の申請2件について承認を戴きましたので、許可相当として意見を付して県へ進達します。</p> <p>続きまして、議案第45号 農地法第4条の申請について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第45号 農地法第4条の申請2件について御説明します。</p> <p>議案の2ページ、13番になります。</p> <p>図面は、案内図が11ページ、字図が12ページになります。</p> <p>申請地は、大川内町吉田地区です。</p> <p>申請人が植林するための申請です。</p> <p>既に植林していたことについて、始末書が添付されています。</p> <p>農地区分は第2種農地の農地区分要件、第2の1の(1)のカの(ア)、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、周辺に利用可能な土地がないか検討したが該当地がなかったため、第2の1の(1)のカの(イ)、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案の2ページ、14番になります。</p>

	<p>図面は、案内図が13ページ、字図が14ページ、土地利用計画図が15ページになります。</p> <p>申請地は、山代町立岩地区です。</p> <p>申請人が、駐車場を建設するための申請です。</p> <p>既に駐車場として利用されていたことについて、相続人の方から願末書が添付されています。</p> <p>農地区分は第3種農地の農地区分要件、第2の1の(1)のエの(ア)のbの(a)、住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしている、に該当します。</p> <p>許可基準としましては、第2の1の(1)のエの(イ)、許可し得るに該当します。</p> <p>議案第45号 農地法第4条の申請は以上2件です。</p>
議長	<p>それでは、農地法第4条13番について、担当委員から説明をお願いします。</p>
5番委員	<p>〇〇〇さんが直接私の方に来られました。一応立花町になっておりますが、字馬場川内と言う所は吉田地区が管理、担当をしておられます。畑だったが山林にしましたと始末書の添付もいたしておりまして、生産組合長の印鑑もありましたので私も承諾印を押したところでございます。以上です。</p>
議長	<p>13番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>続きまして、14番について担当委員から説明をお願いします。</p>

8 番委員	<p>ここは浦之崎駅から佐代川を上ったところにあるわけですが、8月2日にみえられて駐車場のようになってしまっています。すみません。と、顛末書を添付されております。また、区長さん、生産組合長さんの印鑑もしっかり認めてありましたので、私も捺印いたしました。どうぞ、よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>14番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>無いようですので、議案第45号 農地法第4条の申請2件について承認を戴ましたので、許可相当として意見を付して県へ進達します。</p> <p>続きまして、議案第46号 農地法第3条の申請になりますが、88番につきましては、○番の○○委員が申請人である事案となりますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いします。関係議案終了後に入室・着席していただきます。</p> <p>それではまず、農地法第3条の申請88番について事務局から説明をお願いします。</p> <p>○番の○○委員は退席をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第46号 農地法第3条の申請88番について説明します。</p> <p>議案は6ページになります。</p> <p>申請事由や経営状況等を掲げております。</p> <p>全て農地法第3条第2項の各号には該当しないため、全部効率</p>

事務局	<p>利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件を満たしております。</p> <p>農地法第3条の申請88番についての説明は以上です。</p>
議長	<p>それでは、88番について、議案6ページを見ていただき、御意見、御質問がありましたら、お願いします。</p> <p><なし></p> <p>無いようですので、○番の○○委員に着席していただき審議を再開いたします。</p> <p>続きまして88番を除いた75番から90番にうつります。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第46号 農地法第3条の申請88番を除いた75番から90番について説明します。</p> <p>議案は3ページから7ページになります。</p> <p>全て農地法第3条第2項の各号には該当しないため、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件を満たしております。</p> <p>農地法第3条の申請についての説明は以上です。</p>
議長	<p>それでは、議案の3ページから7ページを見ていただき、御意見、御質問がありましたら、お願いします。</p>
10番委員	<p>いつも疑問に思うのは、以前から耕作していました。という事で名義変更されるんですけどもその辺の審査はできてるんですか。以前から作ってるから名義変更が出来るんですか。</p>

事務局	名義変更ができるかどうかというご質問ですか。
8番委員	いつも、以前から耕作してたと理由で申請されているが、その辺の審査はどうなっていますか。
事務局	審査についてはですね、五反要件という面積、あとは実際、農業をされてるかという事で、農機具、農業用の機械等をお持ちであるかとか、農業経験年数などを全部総合的に審査させて頂いて判断してますので、以前から耕作していたっていうのはあくまでも今回権利を移動される時の理由を書いて頂くところであり審査の要件ではないです。
8番委員	要件ではないという事ですが、売買とか譲渡とか色々あるわけでしょ、前回から耕作してただけで権利の移動が出来るものかどうか。
事務局	今回ですね、84番、85番、86番が以前から耕作していたということであるんですけど、この分は地籍調査がそろそろ入るとい事で地籍調査課から図面等を配布されてるみたいです。その時に名義を変えたと思ってのが変わってなかったっていうのがあって、今回の場合についてはお金のやりとりは済んで、変わってないのが分かったので、これを機に変えようという事で、確認をしてちゃんと作られてますねって事でしております。
8番委員	そうゆう事で本人同士が確認していたらいいですが、ちょっとしたら世代の変わって私が作っていました。私のですよ。と、ですねと、そういう事じゃないんですね？
事務局	そうですね。あくまで両者共理解されててもう自分のとではないですよと、名義が変わってない、多分2、3代前の時に売買が成立しててずっと作られておられて地籍調査が入るときにな

事務局	<p>って名義が変わってなかったのをこれを機に変えましょう。きちんと所有者と耕作者が一致するように変えましょう。と、いう事で今回この分はあがってきてると聞いてます。</p>
8 番委員	<p>間違いないと思いますが、やもすれば、そういう経緯になる可能性もある。</p> <p>わかりました。ありがとうございました。</p>
議長	<p>その他にございませんでしょうか</p> <p><なし></p> <p>無いようですので、議案第 4 6 号 農地法第 3 条の申請 1 6 件については許可相当とします。</p> <p>続きまして、議案第 4 7 号 農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]について、利用権設定の通年についての説明を事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>議案第 4 7 号 農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定の通年 9 件について、御説明します。</p> <p>議案の 8 ページに明細書を掲げておりますのでそちらを御覧ください。</p> <p>今回は借受人が 8 名、貸付人が 9 名で、面積は、田が 21, 503 m²、畑が 958 m²です。利用目的、利用権設定期間、借賃などは明細書に記載しているとおりです。申出書を 9 ～ 1 4 ページに掲げております。</p> <p>農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定通年については以上 9 件です。</p>
議長	<p>利用権設定の通年 9 件について、御意見、御質問はございませんか。</p>

議長	<p><なし></p> <p>無いようですので、議案第47号 農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定の通年9件については申出のとおり決定します。</p> <p>続きまして、議案第47号 農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の農地中間管理事業6件について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第47号 農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の農地中間管理事業6件について御説明いたします。</p> <p>議案は15ページになります。</p> <p>農用地利用集積計画書を16ページから18ページに掲げております。すべて、農地中間管理機構農業公社への利用権設定、貸付となっております、面積は田34,744㎡となっております。期間は5年です。</p> <p>農地中間管理事業については、以上6件です。</p>
議長	<p>農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の農地中間管理事業6件について、御意見、御質問はございませんか。</p>
5番委員	<p>借賃が全て横線になってるが、だいたい10aあたりいくらかかそういうのはないんですか？</p>
事務局	<p>はい。使用貸借となっております、これが次の議案第48号でも出てくるんですけども農地中間管理事業から別の方への貸し付けがあります。使用貸借につきましてはありません。賃貸借ではないので書いてないという事です。</p>
5番委員	<p>わかりました。</p>

議長	<p>その他にございませんでしょうか。</p> <p><なし></p> <p>無いようですので、議案第47号 農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の農地中間管理事業6件については、申出のとおり決定します。</p> <p>続きまして、議案第48号 農用地利用配分計画の承認について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第48号 農用地利用配分計画の承認について御説明いたします。</p> <p>議案は19ページになります。</p> <p>農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定による農用地利用配分計画の作成をされております。詳細は20ページです。</p> <p>同法第19条第3項の規定により、伊万里市長から農業委員会に意見を求められたので、この案を提出しております。</p> <p>農業公社から借受者2名、農地面積34,744㎡を借り受けることとなっております。これは先ほど、議案第47号で説明をいたしました農業公社へ貸付を行ったものを2名の方へ貸し付けるというものです。以上です。</p>
議長	<p>農用地利用配分計画の承認について、御意見、御質問はございませんか。</p>
議長	<p>利用権を受ける方が、仮に76歳で10年間契約したいという事でも事務局としては、はい、わかりました。と、いう感じになるんですかね？参考までに。日常の元気やったら76歳が86歳まで出来ますけど、そのあたりの受け答えを農業振興課な</p>

議長	り農業委員会はどうされているか参考までに。
事務局	<p>年齢的にはじいてるというものはないと思います。一応、伊万里市から計画があがってきているので、その方の経営状況ですね。本人さんがされるにせよ、ご家族がされるにせよ、すべて勘案して設定をされていると思うので、これが90歳とかになるとですね、そこはちょっと子供さんにという事になると思うんですけど、まだ現役で出来ると判断されて伊万里市の方もあげてると思いますので、農業委員会事務局としても妥当だと判断しております。</p>
議長	<p>他にご質問等ございませんでしょうか。</p> <p><なし></p> <p>無いようですので、議案第48号 農用地利用配分計画の承認については承認を戴きました。</p> <p>議案についての審議は以上になりますので、続きまして報告事項に移ります。</p> <p>報告第16号 農地法第18条第6項通知の受理について、事務局から報告をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第16号 農地法第18条第6項通知の受理4件について御説明します。</p> <p>議案は21ページを御覧ください。</p> <p>23番につきましては、貸人の都合により、合意解約をされます。解約後は別の方へ名義変更される予定で、今回3条を上程しています。</p>

事務局	<p>24番につきましては、貸人の都合により、合意解約をされま す。解約後は別の方へ貸借される予定で、今回利用権を上程し ております。</p> <p>25番につきましては、貸人の都合により、合意解約をされま す。解約後は自作される予定です。</p> <p>26番につきましては、借人の都合により、合意解約をされま す。解約後は農地中間管理事業を利用される予定です。</p> <p>報告第16号については以上4件です。</p>
議長	<p>農地法第18条第6項通知の受理4件について、御質問はござ いませんか。</p> <p><なし></p> <p>無いようですので、続きまして、報告第17号 農地法第4条 第1項第8号の規定による農地転用届出について、事務局から 説明をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第17号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転 用届出の2番について御説明します。</p> <p>議案は、22ページを御覧ください。</p> <p>図面は、案内図が16ページ、字図が17ページ、土地利用計 画図が18ページになります。</p> <p>申請地は南波多町府招地区です。</p> <p>申請人が農業用倉庫を作るための届出になります。</p> <p>報告第17号の2番については以上1件です。</p>

議長	<p>それでは、2番については、○番○○○委員が申請人でありま すので、隣接地区である7番中島委員に確認をお願いしてあり ました。7番中島委員より説明をお願いします。</p>
7番委員	<p>現地はですね、府招の交差点から山中という地域に行く道の途 中から上った国営の梨畑の横です。それで、そこに農業用倉庫 を作りたいという事でおみえになりましたので、区長さん、隣 接地の方の印鑑もございましたので私もしました。別にここに 倉庫を作ってもですね、異常が起こるとも思いませんでした。</p>
議長	<p>農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出1件につ いて、御質問はございませんか。 <なし> 無いようですので、これで報告事項を終了します。 これで、第9回の農業委員会会議を閉会します。</p>
	<p><<<議事終了>>></p>